

築上町告示第154号

令和4年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月16日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年12月1日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 江本 守君 | 吉原 秀樹君 |
| 北代 恵君 | 宗 晶子君 |
| 丸山 年弘君 | 池永 巖君 |
| 鞆野 希昭君 | 工藤 久司君 |
| 武道 修司君 | 池亀 豊君 |
| 田村 兼光君 | 信田 博見君 |
| 田原 宗憲君 | 塩田 文男君 |

○12月5日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第4回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和4年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第5 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第11 議案第97号 築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第101号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議案第102号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 議案第103号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第104号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第5 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第11 議案第97号 築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第101号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議案第102号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 議案第103号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第104号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 江本 守君 | 2番 | 吉原 秀樹君 |
| 3番 | 北代 恵君 | 4番 | 宗 晶子君 |
| 5番 | 丸山 年弘君 | 6番 | 池永 巖君 |
| 8番 | 工藤 久司君 | 9番 | 武道 修司君 |
| 10番 | 池亀 豊君 | 11番 | 田村 兼光君 |
| 12番 | 信田 博見君 | 13番 | 田原 宗憲君 |

14番 塩田 文男君

欠席議員（1名）

7番 鞆野 希昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

次長 横内 秀樹君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 久保ひろみ君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 石井 紫君 |
| 総務課長 | 椎野 満博君 | 企画財政課長 | 元島 信一君 |
| まちづくり振興課長 | 桑野 智君 | 人権課長 | 樽本 知也君 |
| 税務課長 | 田村 貴志君 | 子育て・健康支援課長 | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長 | 種子 祐彦君 | 産業課長 | 古市 照雄君 |
| 建設課長 | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | 首藤 裕幸君 |
| 上下水道課長 | 福田 記久君 | 住民生活課長 | 武道 博君 |
| 学校教育課長 | 鍛冶 孝広君 | 生涯学習課長 | 尾座本三雄君 |
| 監査事務局長 | 脇山千賀子君 | 農業委員会事務局長代理 | 瀬戸 美里君 |

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、令和4年第4回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。本日、定例会を招集いたしましたところ、御参席賜りまして大変ありがとうございます。

昨日から少し寒の寒さが身にしみるようになってまいりました。本日もまた今日は冬型という

ことで、12月だなあという、そういう感触になっておるところでございます。

最近の行政報告させていただきますと、先般、皆さん方からも募金を頂きましたウクライナの人道危機支援の募金が、先般10月26日の日に福岡の日赤福岡県支部のほうにお届けをさせていただきます。

金額は73万1,059円ということで、箱への一般募金が15万695円、それと証明書を発行する募金、皆さん方のお金を合わせまして21万6,000円と、それとあと、ウイング刺繍さんがワッペンの売上益金ということで、これが36万4,400円ということで、合計73万1,059円を県支部のほうにお届けしたところでございます。ありがとうございます。

そしてまた、10月28日には、空手の築城の徹志館という道場がございますが、ここの道場の主の方が、城田晃宏さんという方でございますけれども、マスターズの大会で、これ年齢別になっておりますけれども、45歳から49歳の部で全国大会2位になったという表敬訪問がございまして、いつもいいとこいくんですけれど、なかなか決勝でいつも負けるという形で、ちょうど強豪ぞろいがそろっておるということで、来年もまた出場するが、来年は、一応50歳からの部という形になるそうでございますけれども、頑張ってくださいということで激励したところでございます。

それからあと、10月30日が、これがまた美術の関係で、湊の嘉村裕一さんということで、髪工房、散髪屋さんを経営している方でございますけれども、陶器の部で美術展覧会第4科という部の連続5回陶器が入選したということで訪問頂きまして、1回目の入選作を庁舎の竣工したときから、ずっと応接室のほうに飾らせていただいておりますが、先般、報告に来たときに第2回目の分は応接室のほうに飾らせていただいております。逐次、入れ替えていただくということでお約束をさせていただいておりますので、5回分まで時間を追いながら展示していこうかなど、このようにお願いしたところでございます。

そういうことで、明るいニュースばかりでございますけど、ウクライナはちょっと早く鎮静化してもらえばいいかなと思うけど、なかなかそうはいかないという形になっているようでございます。

本日の提案は、予算が一般会計補正予算と、それから国民健康保険の会計の2議案を予算として提案しております。それから、条例は、職員の定年に関する条例等々、条例案を9件提案しております。それから、人事案件を4件ということで、これは人権擁護委員さんが任期満了になるということで、議会の同意が要りますので、提案をさせていただくということでございます。

よろしく御審議を頂きながら、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、池永巖議員、8番、工藤久司議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 報告いたします。

1 1月29日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定いたしました。

1 2月1日、本日は、本議会の議案の上程、議案第100号から104号までの人事案件については、中日に採決することとして協議しました。

1 2月2日は、考案日とします。

3日、4日は、休会といたします。

1 2月5日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

1 2月6日は、考案日といたします。

1 2月7日、8日は、本会議で一般質問といたします。一般質問については、6名の通告があり、7日に4名、8日に2名とします。

1 2月9日は、一般質問の予備日といたします。

1 2月10日、11日は、休会とします。

1 2日は、厚生文教委員会の常任委員会といたします。

1 3日は、総務産業建設常任委員会といたします。

1 4日は、委員会予備日とします。

1 5日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑の要望の締切りについては、6日の正午までといたします。

以上、会期は、本日12月1日から15日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月1日から12月15日ま

での15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月1日から12月15日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第90号外14件です。ほかに例月出納検査報告が、配布のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

日程第4. 議案第90号

日程第5. 議案第91号

○議長（**武道 修司君**） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第90号令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第5、議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第91号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） **議案第90号**令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第90号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額128億7,371万3,000円に6,471万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を129億3,842万4,000円と定

めるものでございます。

歳出の主なものは、統合型GIS導入事業1,350万円、保育所等物価高騰対策事業費1,557万8,000円、物産館管理費353万8,000円、前年度補助金精算等に係る国県返納金729万6,000円でございます。

歳入の主なものは、保育所等物価高騰対策補助金ということで778万8,000円ということで、2分の1補助を頂いております。

それから、ふるさと応援基金を繰入金として353万8,000円を繰り入れることにしておりますのでございます。これは物産館に使うということでございます。

過疎対策事業債345万、それから前年度繰越金を211万5,000円を充当するようしておりますのでございます。

そういうことで一般会計の一通りの説明を終わります。

次に、議案第91号。

○議長（武道 修司君） 町長、すみません、今、345万円と言われた。聞き間違いかもしれませんけど。

○町長（新川 久三君） 3,450万。すみません。3,450万ですね、過疎対策事業債。

それから、議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億5,189万5,000円に2,900万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億8,089万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、過年度の交付金がもらい過ぎたということで、交付金の返還に係るものでございます。歳入については、繰越金ということで増額を補正いたすところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

日程第6. 議案第92号

日程第7. 議案第93号

日程第8. 議案第94号

日程第9. 議案第95号

日程第10. 議案第96号

日程第11. 議案第97号

日程第12. 議案第98号

日程第13. 議案第99号

日程第14. 議案第100号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第6、議案第92号築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第100号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） **議案第92号**築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第94号築上町職員の降給に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第95号築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第96号築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第97号築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第98号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第92号は、築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されました、職員の定年年齢が段階的に引き上げられ、管理監督職の勤務上の上限年齢制及び定年前に再任用短時間勤務制度が設けら

れることに伴い、築上町職員の定年等に関する条例を改正するものでございます。

なお、定年の条例は最終的には65歳が、令和14年度までに65歳定年となりますが、段階的に引き上げるという形になっておるところでございます。

次に、議案第93号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございますが、本条例案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、管理監督の同じような状況で、上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制度が設けられることに伴い、関係する7条例を改正し、また再任用制度を廃止するというので、築上町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第94号築上町職員の降給に関する条例の制定でございます。

本条例案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられ、同じような理由で管理監督職勤務上限年齢が設けられることに伴い、職員の降給について定める必要がございます。築上町職員の降給に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第95号築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定でございます。

本条例案は、同じく地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、高齢期の職員が加齢による状況に応じて、短時間勤務を可能とすることで、職員の多様な働き方を確保するため、築上町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するものでございます。

職員の関係は以上であり、議案第96号は、築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてでございますが、本条例案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する基金を設けるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

次に、議案第97号築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、コミュニティバスが廃止された地域で運行されている乗合タクシーの運行経費を本基金の対象とするため、築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正するものでございます。

議案第98号は、築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、寒田生産物直売所の管理を今後は指定管理として行わせるために、築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、町税に係る督促手数料を廃止するため、築上町税条例の一部を改正するものでございます。令和5年度から始まるQRコード対応全国共通納税における金融機関収納については、納付書額面どおりに収納となり、督促状発送後も督促手数料は徴収されないこととなります。

一方、会計課の窓口で督促状発送後に納付すると、通常どおり督促手数料は徴収され、納税者の公平性が保てなくなります。そこで、督促手数料を廃止することにより納税者の公平性を確保し、またコンビニエンスストア等で使用期限を延長することが可能となり、納税者の利便性の向上を図ることが期待できるので、このような措置を取るものでございます。

なお、福岡市、北九州市、久留米市をはじめ、県内の多くの自治体でも既に督促手数料は廃止をされており、今後も手数料廃止の検討している自治体は多く見受けられることから、本町も踏み切ったところでございます。

次に、議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本条例案も、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上9件、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第101号

日程第16. 議案第102号

日程第17. 議案第103号

日程第18. 議案第104号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第15、議案第101号人権擁護委員の推薦についてから、日程第18、議案第104号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号から議案第104号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第101号**人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第102号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第103号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第104号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年12月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第101号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員川口由子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となります。引き続き、人権擁護委員として川口由子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次も同じく、人権擁護委員の議案でございます。102号人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員久保孝吉氏が令和5年6月30日をもって任期満了になります。引き続き、人権擁護委員として久保孝吉氏を推薦することに議会の意見を求めるものでございます。

次に同じく、議案第103号についても、これは人権擁護委員の推薦でございます。

本案も、人権擁護委員白川恵美子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となります。引き続き、人権擁護委員として白川恵美子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次の議案第104号も同じく人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員中村雅輝氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き、人権擁護委員として中村雅輝氏を推薦することにいたしております。同人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めることになっております。

よろしく御審議を頂きながら御同意を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で議会事務局まで提出をしてください。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分散会
